

令和7年4月10日

介護サービス事業者 各位

東三河広域連合介護保険課長

第9期東三河広域連合介護保険事業計画に基づく地域密着型サービスの指定及び
補助対象事業の事前協議について（通知）

日頃より東三河広域連合の介護保険行政にご理解とご協力を頂き厚く御礼申し上げます。

さて東三河広域連合においては、令和6年4月1日より第9期介護保険事業計画（令和6年4月1日～令和9年3月31日）に基づく施設整備を進めることになっておりますが、第9期においては、地域密着型サービスのうち、下記の1に掲げるサービスについては、公募を実施せず、随時、指定申請を受け付けることになりました。

新規指定希望事業者は、指定希望月の前々月の末日までに申請を完了する必要がありますので、随時、東三河広域連合介護保険課指定グループへご相談をお願い致します。

なお、下記の2に記載の、愛知県介護施設等整備事業費補助金を財源とする東三河広域連合の補助対象となる可能性がある整備事業については、整備希望年度の前年度6月末（令和8年度整備希望であれば令和7年度6月末）までに、必要な事前協議を進めている案件に関し、愛知県に次年度予算を要望してまいりますので、補助を希望される事業者は、できる限り早い段階にご相談いただきますようお願いいたします。

但し、事前協議により補助が受けられることを保証するものではありませんので、予めご承知おき下さい。

ご不明の点はお問い合わせ下さい。

記

- 1 通常の手続きにより随時指定申請を受け付ける地域密着型サービス（総量規制無し）
 - (1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
 - (2) 夜間対応型訪問介護
 - (3) （介護予防）小規模多機能型居宅介護
 - (4) 看護小規模多機能型居宅介護
 - (5) 地域密着型通所介護（含：療養通所介護）
 - (6) （介護予防）認知症対応型通所介護
- 2 東三河広域連合の補助対象となる可能性がある整備助成事業
 - (1) 地域密着型サービス整備等助成事業
 - ア 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
 - イ （介護予防）小規模多機能型居宅介護
 - ウ 看護小規模多機能型居宅介護
 - エ （介護予防）認知症対応型通所介護

※開設準備経費等補助金は除外

オ 施設内保育施設 （ただし、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護の介護職員等のための施設に限る。）

- (2) 介護職員の宿舎施設整備事業 （ただし、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護、小規模多機能型居宅介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所の職員のための施設に限る。）

※ 補助対象は、一年度内に整備を開始、完了する計画の事業に限ります。施設の開設日に関しては、整備年度中あるいは整備の翌年度 5 月 1 日まで（事業所の場合、3 月末までに指定申請完了）を原則とします。

3 その他の事業に関する相談について

以上の事業以外で、愛知県介護施設等整備事業費補助金交付要綱（別添）の第 3 条第 1 項各号に記載の事業のうち、介護サービス事業に関するものについて、令和 5 年度以降に事業を計画している場合は、随時ご相談下さい。

ただし、その他の事業への補助に関しましては、現段階で東三河広域連合において制度化はしていませんので、事業者のニーズを把握し、今後検討していくものとなります。

【問い合わせ・事前協議先】

介護保険課 指定グループ

TEL: 0532-26-8470・8471 FAX: 0532-26-8475

E-mail: kaigohoken@union.higashimikawa.lg.jp